

# 豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消し等処分に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年豊橋市水道局規程第5号。以下「規程」という。）第8条又は第9条の規定により、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の指定の取消し又は指定の効力の停止について取扱基準を定めるものとする。

(指定事業者の取消し及び停止の取扱基準)

第2条 管理者は、指定事業者に別表1に掲げる違反の事実がある場合、当該指定事業者に対し、同表に掲げる処分を行うものとする。

2 前項に基づき、指定の効力を停止した指定事業者が、管理者が当該処分を決定した日から起算して2年以内に、指定の効力の停止処分に相当する違反を繰り返した場合は、指定の取消し若しくは指定の効力の停止期間を延長することができるものとする。

3 同時に2以上の違反行為があった場合は、指定の取消し若しくは指定の効力の停止期間を延長することができるものとする。

(審査委員会の開催)

第3条 前条第1項及び第2項に該当したときは、規程第20条の規定により審査委員会を開催する。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、審査委員会の審議を得て管理者が定める。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

2 「豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消し及び停止に関する取扱要綱」は、廃止する。

別表 1

	違反内容	処分内容	備考
1	不正的手段により指定事業者として指定を受けたとき	指定取消し	規程第8条(1)
2	事業所ごとに主任技術者を置かないとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第5条(1)
3	次に定める機械器具を有しなくなったとき ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ	指定取消し	規程第8条(2) 規程第5条(2)
	ア 指定を申請した者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で、復権を得ないものであることが判明したとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第5条(3)ア
	イ 指定を申請した者が水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第5条(3)イ
	ウ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第5条(3)ウ
4	エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為があると認めるに足りる相当の理由がある者		
	・ 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき	指定の効力停止(3か月)	規程第8条(2) 規程第5条(3)エ
	・ 道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき	指定の効力停止(2か月)	
	・ 設計審査の承認を受けずに、給水装置工事を施行したとき	指定の効力停止(1か月以内)	
	・ 給水装置工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき	指定の効力停止(2か月)	
	・ 指定事業者としての自己の名義を他の業者に貸与したとき	指定の効力停止(2か月)	
	・ 給水装置工事を施行するときに、工事現場に指定事業者の名称等を記載した標識を掲示しなかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	
	・ 完了検査の結果手直しを要求されたときに、指定された期間内にこれを行わなかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	
オ 法人にあっては、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき	上記ア～エの処分内容に準じる	規程第8条(2) 規程第5条(3)オ	
5	指定事業者の名称及び所在地等について、変更があった日から30日以内に届出書等を提出しなかったとき又は虚偽の届出をしたとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第7条
	事業の廃止、休止の日から30日以内に、事業の再開の日から10日以内に届出書を提出しなかったとき又は虚偽の届出をしたとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第7条第3項
6	指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、届け出なかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(4) 規程第12条第1項
7	事業所ごとに選任した主任技術者が欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、届け出なかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(4) 規程第12条第2項
8	主任技術者を選任し、又は解任したときに、届出書を遅滞なく届け出なかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(4) 規程第12条第3項
9	主任技術者の選任に当たって、2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき	指定の効力停止(2か月)	規程第8条(4) 規程第12条第4項
10	給水装置工事ごとに、主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名しなかったとき	指定の効力停止(2か月)	規程第8条(5) 規程第13条(1)
11	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき	指定の効力停止(2か月)	規程第8条(5) 規程第13条(2)
12	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき	指定の効力停止(4か月)	規程第8条(5) 規程第13条(3)
13	水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき	指定の効力停止(6か月)	規程第8条(5) 規程第13条(5)ア
14	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(5) 規程第13条(5)イ
15	施行した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に施主の氏名又は名称等に関する記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(5) 規程第13条(6)
16	給水装置の検査を行うに際し、管理者の求めに対し、正当な理由なく指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者を検査に立ち会わせないとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(6) 規程第17条
17	指定事業者が施行した給水装置工事に関し、正当な理由なく必要な報告又は資料の提出に応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(7) 規程第18条第2項
18	その施行する工事が水道施設の機能に障害を与えたとき	指定の効力停止(5か月)	規程第8条(8)